府令・省令

○内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）を実施するため、特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人を指定する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人を指定する命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人を指定する命令（平成十二年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

表中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二号
国土交通省令第二号

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第百四号）の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第八十五条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第八十五条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第八十五条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令（平成八年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「第六十九条第一項第二号イ」を「第六十八条第一項第二号イ」に改める。

附　則

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○内閣府令第三号
国土交通省令第三号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十四条第一項、第二十七条、第二十八条第二項、第二十九条、第三十三条及び第五十条の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「書面」の下に「（公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査を受けたものに限る。第二十条第一項第六号において同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「第十二号から第十四号まで」を「第十五号から第十七号まで」に、「第三十一号から第三十六号まで」を「第三十四号から第三十九号まで」に改め、同項中第三十七号を第四十号とし、第三十六号を第三十九号とし、同項中第三十五号中「第三十三号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第三十四号を第三十七号とし、第十七号から第三十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「以下」の下に「この条において」を加え、「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同項第十九号とし、同項中第十五号を第十八号とし、同項第十四号中「（不動産特定共同事業者及び不動産特定共同事業者が対象不動産について売買契約を締結した相手方がある場合にあっては当該契約締結の相手方をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ中「（対象不動産に係る不動産特定共同事業者等の賃料収入の総額をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第十七号とし、同項中第十三号を第十六号とし、同項第十二号に次のように加える。

リ　対象不動産の状況に関する第三者による調査の有無並びに当該調査を受けた場合にはその結果の概要及び調査者の氏名又は名称

第二十条第一項中第十二号を第十五号とし、同項第十一号ハ中「有無」の下に「並びに当該借入れがある場合には借入先の属性、借入金額、返済期限、直前の事業年度の借入残高、当該事業年度及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入れの目的及び使途」を加え、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　不動産特定共同事業に係る業務（軽微なものを除く。）の委託の有無並びに当該業務を委託する場合には委託先の商号若しくは名称又は氏名、住所又は所在地及び委託する業務の内容

十一　関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）との間の不動産特定共同事業に係る重要な取引（当該取引の額が全賃料収入（対象不動産に係る不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者及び不動産特定共同事業者が対象不動産について売買契約を締結した相手方がある場合にあっては当該契約締結の相手方をいう。以下同じ。）の賃料収入の総額をいう。以下同じ。）の十パーセント以上を占めるものをいう。）の有無並びに当該取引がある場合には当該関係会社と不動産特定共同事業者との関係、当該関係会社の商号又は名称、所在地、取引の額及び取引の内容

第二十条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　不動産特定共同事業者の事業開始日を含む事業年度の直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

第二十条第二項中「前項第十一号、第十三号、第十八号、第二十五号及び第二十六号」を「前項第十四号、第十六号、第二十一号、第二十八号及び第二十九号」に改め、同項第一号中「前項第十一号イ」を「前項第十四号イ」に改め、「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。）」を削り、同項第二号中「前項第十三号」を「前項第十六号」に改め、「有無」の下に「並びに当該鑑定評価を受けた場合には鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日を含む。）並びに鑑定評価を行った者の氏名」を加え、同項第三号中「前項第十八号」を「前項第二十一号」に改め、同項第四号中「前項第二十五号」を「前項第二十八号」に改め、同項第五号中「前項第二十六号」を「前項第二十九号」に改める。